

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	障がい者ホームヘルパー派遣事業			事業コード	0367
所属コード	0621000	課等名	障がい福祉課	係名	自立支援係
課長名	晴山陽夫	担当者名	濱尾瑞紀	内線番号	2518
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい者福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 2 目 障がい者ホームヘルパー派遣事業 (005-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 58 年度	
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 盛岡市指定訪問介護事業所運営規定			

(2) 事務事業の概要

在宅生活をしている障がい者に対し、自立支援法に基づき、居宅介護サービスを行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

昭和 58 年度から身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体及び知的障がい者に対しホームヘルプサービス支援を行う市の直営事業として開始。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 18 年 4 月から障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号。現在の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) に基づく居宅介護事業所に移行。通常のサービスのほか、障害者自立支援法による制度やサービスや手続きについても相談に応じた。困難ケースについては、生活福祉課などと連携し対応。介護福祉士による相談など、福祉の隙間を埋めるサービスを行った。

現在、市内には民間居宅介護事業所が 42 箇所あり、支援体制が十分に整っていることから、平成 26 年 3 月 31 日をもって盛岡市指定訪問介護事業所は閉鎖となった。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が、何が対象か)

居宅介護サービス支給決定を受けた者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 居宅介護サービス受給者数	人	400	409	420		-
B						
C						

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

居宅介護サービス受給者の申請により、介護計画を作成し、契約を締結。

作成した介護計画に沿って、盛岡市指定訪問介護事業所がホームヘルパーを派遣し、障がい者の身体介護や家事援助などのサービスを提供。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 利用者数	人	27	27	25	23	-
B 派遣時間数	時間	1915	2214	2050	1866	-
C 派遣回数	回	1492	1640	1500	1483	-

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

日常生活を営むことが困難な障がい者のいる世帯にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助を行うことにより、在宅の障がい者を自立して生活を営めるよう支援する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 利用者数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	人	27	27	25	23	-
B 派遣時間数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	時間	1915	2214	2050	1866	-
C 派遣回数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	回	1492	1640	1500	1483	-

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	6,571	6,158	4,730	4,137
	⑤その他(手数料)	千円	5,131	5,344	3,772	4,614
	A 小計 ①～⑤	千円	11,702	11,502	8,502	8,751
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	400	400	300	300
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	1,600	1,600	1,200	1,200
計	トータルコスト A+B	千円	13,302	13,102	9,702	9,951
備考 事業費にホームヘルパーの非常勤報酬を含む。(23年度:9,797 24年度: 9,354 25年度:7,137)						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

居宅介護サービスの提供により安心できる暮らしに繋がるため、結びついている。

② 市の関与の妥当性

困難ケースや不定期の訪問など、民間事業所では対応が難しい利用者に対応しており、妥当である。

③ 対象の妥当性

障害者総合支援法に基づき、支援の必要な障がい者に対しサービスを提供しているため、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

民間事業者のサービスの質と量ともに向上しており、対応可能と考える。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

ケアマネージャーが制度として配置されていないので、各ヘルパーがケアマネージャー的役割を持つことで、介護保険利用者以外についてサービスの管理を行い、良好なサービスを提供できるようになる。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

ヘルパー派遣が必要な障がい者は、市からの派遣か民間事業所の訪問介護を選択できるため、受益機会は適正である。また、利用者自己負担額は、一律に障害者総合支援法で定められているため、費用負担においても適正である。

(4) 効率性評価

非常勤職員人件費ほか必要最小限の経費で運営しているが、介護報酬及び利用者自己負担は障

害者総合支援法で定められており、市の裁量で受益者負担額を定めることはできない。また、市の類似事業はなく、費用対効果の向上は難しい。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

民間事業者のサービスの質と量がともに向上しており、支援体制が十分整ったと判断されることから、平成26年3月31日をもって盛岡市指定訪問介護事業所は閉鎖となった。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

平成26年3月31日をもって盛岡市指定訪問介護事業所は閉鎖した。